

「フォークリフトの安全のための厚生労働省、協賛団体の取組み紹介」

一般社団法人日本産業車両協会

# 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会（1）

## 設置目的

陸運業における労働災害の約7割は荷役作業時に発生しており、またその約7割が荷主、配送先等で発生していることから、すでに厚生労働省では、平成25年に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会においても関係事業者による普及及び定着を図ってきたところである。

しかしながら、陸運業における労働災害がなお増加している現状を踏まえ、特に荷役作業における労働災害を防止するため、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、今後の安全対策のあり方について検討する。

**これまでの開催状況** ※なお各回の資料や審議内容は陸上貨物運送事業労働災害防止協会のホームページで公開中

- (1) 令和3年12月、(2) 令和4年1月、(3) 令和4年2月、(4) 令和4年3月、(5) 令和4年3月、(6) 令和4年4月、(7) 令和4年5月、(8) 令和4年6月、(9) 令和4年7月(10) 令和4年8月(報告書作成(予定))

## 検討会での論点

- 1 陸運業における労働災害の約65%が荷役作業時に発生しており、その中で取り組むべき課題は何か。例えば、以下のような点で議論してはどうか。
- 2 今後求められる対策について
  - (1) トラックの荷台からの墜落・転落防止対策、(2) ロールボックスパレット(RBP)及びテールゲートリフター(TGL)を利用する荷役作業における安全対策、(3) その他の荷役作業における労働災害防止対策 **安全なフォークリフトの普及**、対滑性のある安全靴の着用
  - (4) 荷役作業に係る安全衛生教育、(5) 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

# 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会（２）

## 【フォークリフトに関する検討会での論点詳細】

フォークリフトにおける安全装置の取り付け等の義務化を含め安全なフォークリフトの普及にはどのようなものが考えられるか。

### 【今後考えられる具体的な方向性】

- ・ フォークリフトについては構造的・性能的な安全基準等が法令やJIS等で定められているが、労働災害の状況等を踏まえ、安全性の向上、最新技術への対応、さらには国際規格との調和等を図っていくべきではないか。
- ・ 具体的には、それぞれの労働災害の状況等を踏まえた安全技術（既存のフォークリフトへの対応を含む。）を整理し、普及を図るとともに、必要に応じて安全基準等の拡充・強化を行うべきではないか（安全技術の「性能の向上」と「普及拡大」で推進。）。安全基準等の拡充・強化に当たっては、最新技術への対応、国際規格との調和等に迅速に対応するため、JIS等の活用を検討すべきではないか。
- ・ 安全技術による対応のほか、どのような安全対策が考えられるか。
- ・ フォークリフトの安全対策の向上を図るため、技術の進展と普及状況に応じた段階的な施策が重要ではないか。例えば、安全技術については、技術開発期→普及拡大期→標準搭載期といった状況が考えられ、労働災害を防止する観点からどのような支援が考えられるか。

# フォークリフトの安全装置による事故発生抑止効果（1）

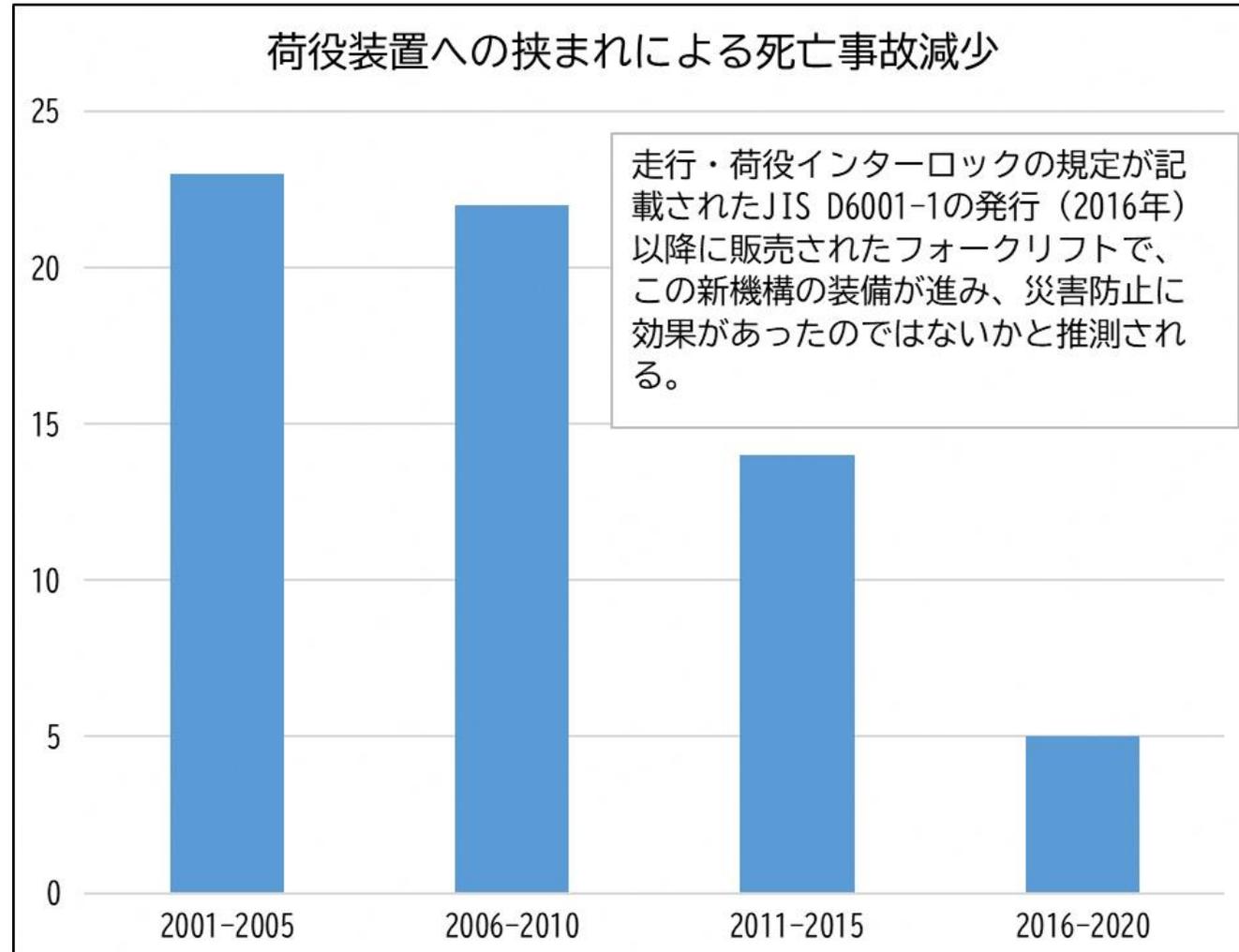
## フォークリフトの走行・荷役インターロック機構

ISO3691-1：2011、JIS D6001-1：2016

### 4.2.2.3 走行制御

乗車式フォークリフトは、運転者が通常の運転操作位置にいない場合は、動力による走行が可能であってはならない。運転者が通常の運転操作位置に戻るとき、追加操作（例えば、方向切替装置を再セット、又は速度制御装置を再作動）なしに、自動的に動力による走行ができてはならない。（後略）

## フォークリフトの安全装置による事故発生抑止効果（2）



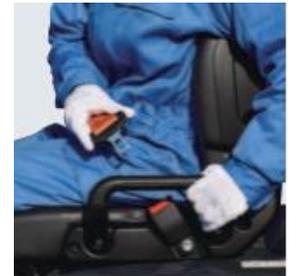
# フォークリフトの安全装置による事故発生抑止効果（3）

## フォークリフトのシートベルト着用警告機能の規格化検討

フォークリフトが転倒、あるいは通路から落下して、運転手が運転席から転落して、死傷に至るといった事故が多く発生しているが、シートベルトを装着して、被害を防止あるいは軽減するため、以下のような安全技術が導入されている。（オプション）

### (1) シートベルト未装着警報

運転席のモニターに、シートベルトを装着していないことを表示して運転手に知らせる機能。

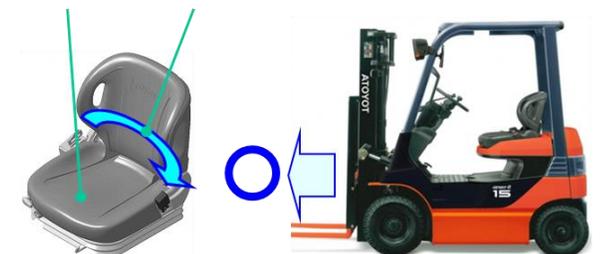


### (2) シートベルト未装着時走行・荷役インターロック機構

着席後にシートベルトを着けないと走行・荷役動作をロックし、アラームで警告する機能。

→いずれもシートベルト未装着による事故防止に貢献

シートベルト未装着警告  
着席後のシートベルト装着で走行・荷役可能に



シートベルト装着を確実に励行

日本産業車両協会は、これからも会員メーカーと共に、安全なフォークリフトの開発・提供を行って、フォークリフトに起因する労働災害をなくしていけるよう取り組んでまいります。



**SAFETY ACT**

フォークリフト事故ゼロを目指して